| 会議名 (審議会等名) | | 令和7年度第2回社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会 | | | | |
|----------------|-----------------|---|---|---|---|--|
| 事務局 (担当課) | | 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部障害者更生相談所 電話042-769-9807 (直通) | | | | |
| 開催日時 | | 令和7年10月1日(水)~令和7年10月14日(火) | | | | |
| 開催場所 | | 書面開催 | | | | |
| 出 | 委 員 14人(別紙のとおり) | | | | | |
| 席 | その他 | | | | | |
| 者 | 事務局 | | | | | |
| 公開の可否 | | □可 ■不可 □ |]一部不可 | 傍聴者数 | | |
| 不可の場合は、 | | 相模原市情報公開条例 なため | 列第7条に該当 | する非公開情報 | 服に関して審議す | |
| | 会議次第 | 法律第59条第1項 ついて | :法第15条第1項 生活及び社会生 更に基づく自立 生活及び社会生 更に基づく | 原に規定する医 活を総合 活を接 活を接 活を接 を 活を接 を を を を を を を を を を を | 師」の異動申請 支援するための 」の新規申請に 支援するための 」を接するための 支援するための | |

【審査部会の開催について】

本審査部会については、書類審査形式で実施した。各委員からの「書面表決書」をもって、議決に代えるものとする。

【審査部会の成立について】

審査部会委員14名中、書面表決書の提出者は14名。 有効数が過半数に達しているため、審査部会は成立とする。

【審査結果】

- (1) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の新規指定について 新規申請15件の指定については、「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」と して「適」と認める。
- (2) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の異動申請について 異動申請のあった4名(うち、県内他市からの転入者2名)について報告を受けたも の。
- (3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の新規申請について

新規申請8件の指定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」として「適」と認める。

(4) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項 に基づく自立支援医療機関」の各種変更について

変更申請のあった38件について報告を受けたもの。うち、病院又は診療所の主たる医師の変更1件について「適」と認める。

(5) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項 に基づく自立支援医療機関」の指定更新について

更新申請9件の指定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」として「適」と認める。

以上

社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会

| 氏名 | 役職 | 出欠席 |
|--------|-----|-----|
| 梅澤 慎一 | 部会長 | 出席 |
| 鈴木 雅信 | 委員 | 出席 |
| 原田 克也 | 委員 | 出席 |
| 伊藤 淳 | 委員 | 出席 |
| 増田 公男 | 委員 | 出席 |
| 細田 のぞみ | 委員 | 出席 |
| 阿古 潤哉 | 委員 | 出席 |
| 井上 準人 | 委員 | 出席 |
| 櫻井 健治 | 委員 | 出席 |
| 黒山 信一 | 委員 | 出席 |
| 天野 統之 | 委員 | 出席 |
| 和田 達彦 | 委員 | 出席 |
| 土橋 健 | 委員 | 出席 |
| 土門 明哉 | 委員 | 出席 |